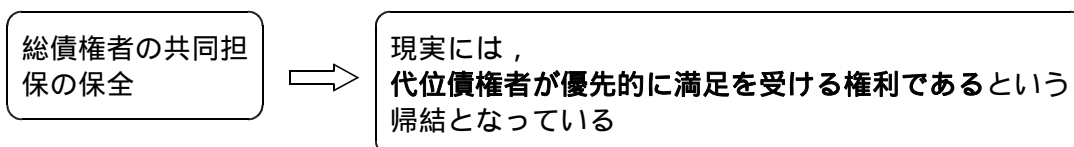


債権者代位権

第 423 条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。



【民法の起草者・梅謙次郎の設例】

債権者代位権が行使されるのはどのような場合か？

梅『民法要義卷之三』の予定していたふたつの例。

自己の債権を保全する例として、1) 債務者が取得した不動産の登記を怠っている場合に、譲渡人から更にその不動産を譲り受け登記をする者が現れると債務者の所有権が奪われるので、債権者が債務者に代わってその登記を請求する。2) 債務者が第三債務者に対して債務の履行を請求することを怠っているために、債権者が債務の弁済を受けることができなくなる。

【債務者の一般財産の危殆化 = 無資力要件】

判例・従来 of 学説は、責任財産の保全のための制度として位置づけている。債権の満足が得られるかは、最終的には債務者の資力にかかっている。(強制執行の段階になると、債権者は債務者の一般財産(責任財産)を差し押え、換金して満足をうることになる)。しかし債務者には財産管理の自由があり、債権者は干渉できない。しかし債務超過の状態(=無資力)になると債権者は干渉できる。また債務者の財産への干渉は、原則的には債務名義を得て、強制執行手続をとるかまたはその準備段階としての保全執行(仮差押え、仮処分)手続によるべきであるから、債権者代位権はまあ制限的に使いましょう(無資力要件)。

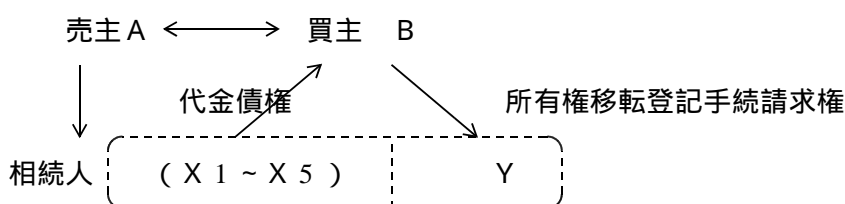
有力説：債務名義を得て強制執行をするのは迂遠だから、より簡便に債務者の有する(金銭)債権から弁済を得る手段であると債権者代位権を位置づける。そうすると無資力要件は廃止すべきという主張になる(簡便な債権回収の手段説)。

債権者代位権と共同相続

【金銭債権の保全と無資力要件】

判例は、金銭債権の保全という債権者代位権の本来的な適用の場合には、無資力要件を必要としている。しかし、やや特殊な事例では無資力要件を不要としたものがある。債権者代位権の転用例として位置づけたのであろうか？

【参照条文】423条：427条，882条以下



土地所有権移転登記請求事件・最判昭和 50 年 3 月 6 日民集 29 卷 3 号 203 頁 = 判時 776 号 44 頁 (上告棄却)

(事案の概要) A は生前に土地を売却し、所有権移転登記義務を負担していた。A は死亡し、六人の共同相続人がその義務を相続した。ところが共同相続人の一人が登記義務の履行を拒絶した。買主は、共同相続人の全員が登記義務の履行を提供しないかぎり、代金全額の支払を拒絶することとした。そこで、他の五人の共同相続人 (原告、被控訴人、被上告人) が、買主に代位して買主の所有権移転登記手続請求権を行使した。

(判旨) 「共同相続人の一人が右登記義務の履行を拒絶しているときは、買主は、登記義務の履行を提供して自己の相続した代金債権の弁済を求める他の相続人に対しても代金支払を拒絶することができるものと解すべきである。そして、この場合、相続人は、右同時履行の抗弁権を失わせて買主に対する自己の代金債権を保全するため、債務者たる買主の資力の有無を問わず、民法四二三条一項本文により、買主に代位して、登記に応じない相続人に対する買主の所有権移転登記手続請求権を行使することができるものと解するのが相当である。」

* 金銭債権の相続については、各共同相続人はその相続分に応じて法律上当然に分割された権利を承継する。

* 多数当事者の契約関係にあつては当事者一人による解除は許されない。

(上告人の上告理由)

「控訴審判決は、第一審判決を引用し、被上告人らによる債権者代位権の行使を承認している。しかしながら、そもそも債権者代位権の目的は無資力となつた債務者に対する債権を保全するためのものであり、さらに特に必要ある場合にのみ「特定債権」に基づいて、無資力を要件とせず、債権者代位権の行使を承認するのが判例の一貫した態度である。このように無資力を要件とすることなく特定債権に基づく債権者代位権の行使を承認するのは、これらの特定債権に対し物権的効力を付与するために他ならない。本件の如く金銭債権に基づいて、無資力を要件とすることなく、債権者代位権の行使を認めるものではない。控訴審判決は最も純粹の債権とも言うべき金銭債権に物権的効力を付与することとなり、物権と債権とを厳格に区別する我国民法の構成に反する。さらにこのことを承認するならば債権者代位権は債権者による債務者支配のための万能の武器となり、債務者はその自由をうばわれることになる。以上の結果を承認することへと通じる控訴審判決は従来の大審院および最高裁判所の判例に違背する違法の判決である。」

最大判平成 11 年 11 月 24 日民集 53 卷 8 号 1899 頁、判例時報 1695 号 40 頁

「抵当権は、競売手続において実現される抵当不動産の交換価値から他の債権者に優先して被担保債権の弁済を受けることを内容とする物権であり、不動産の占有を抵当権者に移すことなく設定され、抵当権者は、原則として、抵当不動産の所有者が行う抵当不動産の使用又は収益について干渉することはできない。

しかしながら、第三者が抵当不動産を不法占有することにより、競売手続の進行が害され適正な価額よりも売却価額が下落するおそれがあるなど、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、これを抵当権に対する侵害と評価することを妨げるものではない。そして、抵当不動産の所有者は、抵当権に対する侵害が生じないよう抵当不動産を適切に維持管理することが予定されているものといふことができる。したがって、右状態があるときは、抵当権の効力として、抵当権者は、抵当不動産の所有者に対し、その有する権利を適切に行使するなどして右状態を是正し抵当不動産を適切に維持又は保存するよう求める請求権を有するといふべきである。そうすると、抵当権者は、右請求権を保全する必要があるときは、民法四二三条の法意に従い、所有者の不法占有者に対する妨害排除請求権を代位行使することができると解するのが相当である。」